

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係雑件（沖縄返還） 16

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43792">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43792</a>

目次

(国会答弁用資料)

沖縄の「核抜き」返還

昭和四十六年十月十六日  
外務省

一、共同声明第八項と協定第七條

沖縄の「核抜き」返還については、一昨年十一月の佐藤総理とニクソン大統領との共同声明第八項(沖縄の返還を、核兵器に対する日本政府の政策に背馳しないように実施する旨の確約)で明らかとなり、従来政府は、右は日米最高首脳間の深い相互理解と信頼に基づく確約であつて、その実施については何等疑いの余地がないとの立場をとり、さらに返還協定交渉において、さらに右を明確にするため協定第七條において核に関するわが

極 秘  
無 期 限  
5 部 の 内  
5 号

国の政策に背馳しない沖縄返還を条約文として明記した。

沖縄の核抜き返還については、協定第七條が明確に定めており、米國は共同声明第八項に述べられた日本政府の非核政策に反しないように沖縄の返還のものを実施する義務を負つているのであるから、核抜きの状態で沖縄を返還すること、すなわち核抜きが返還までに行なわれることにつき米側にその義務があることは一点の疑いもなし。

二、国会対処振り

(一) 政府は従来前記一の線にそつて答弁をしてきたが、核抜きに関する種々の論議にも徴し、右答弁をさらに一歩進め、核ぬきの確証が得られないものかと米側と協議してきた。

これに対し米側は、核については、毒ガス撤去の際の如き  
実地の検証には応じ難く、かつ、沖縄に存在した核を撤去し  
た」と具体的に言うことは米国の政策としてできない旨強く述  
べている。

他方ロジャーズ長官は、核が撤去された時（返還日）には、  
例えばニクソン大統領から佐藤総理に対する書簡（公開でき  
るもの）をもつて、「共同声明第八項、協定第七条に関する  
米国の義務を完全に履行した。」との趣旨を日本政府に通報  
すると言つた方法ならば考慮しても良いと、さる九月訪米さ  
れた福田外務大臣に対し述べている。

（中）よつて、今次国会においては、協定署名時のマイヤー大使  
の声明（「共同声明と本協定は、核兵器に関する日本政府の  
政策と日本国民の感情を米国が十分に認めていることを明ら  
かにしています。」）にも言及しつつ、前記（一）の線を強く主  
張することとするが、国会審議の様相を見きわめつつ、左の  
とおり答弁されることが適当と考えられる。

（イ）（従来の線の答弁後）然しながら核に関する沖縄住民の  
気持も十分理解できるので、協定上の約束以上に必要であ  
るといふ意味ではなく、心情的には、念には念を入れると  
いふ意味で、何等かの適当な方法があるかどうかにつき更  
に米側と話し合いを続けてゆきたいと考えている。

(四) (さらに適当な方法とは何かとの追索ある場合) 例えは返還までには米側が共同声明第八項、協定第七条を完全に果たしたことを米国政府から確認する何等かの方法を考えている。(注。ただし、前記三(一)のロジャーズ長官の発言にある如き書簡については米側の立場もあり今次国会では明示しない。)

三 その他の国会答弁上の問題点

(一) 核の存在の有無は明らかにしないのが米国の政策であるといいきると、それでは政府は存在の有無のはつきりしないものに七千万ドルを何故支払うのかとの議論を呼びおこす。

(二) これに対しては、「沖繩が米国の施政権下にある現在、沖繩に核があるかないかということをも日本政府として公式に申しあげる立場にない。日本側がいわゆる核抜きにつき共同声明にも協定にも明記することを強く要請したのは、<sup>IA</sup>メーBが存在したことが事実として確認されており、その他の種類の核兵器の存在も考えられたためである。」と答弁する。

(三) 七千万ドルの積算根拠については、従来どおり、明らかに

しえないと答弁せざるをえない。従つて、七千万ドルは核の  
撤去の費用を負担したものであると答弁することには危険が  
ある。(主として米側の核撤去義務に対応して七千万ドルを  
支払うものであるとの趣旨に止める方が安全である。)

極秘  
無期限  
部の内  
号

次官

条約局長

条約課長

アメリカ局長

参事官

北米才一課長

（国会答申用資料）  
沖縄の核抜き返還

昭和四十六年十月十日  
外務省

共同声明の取りまとめ  
協定七条

沖縄の核抜き返還については、昨年  
十月の米大統領とニクソン大統領との共同  
声明の取りまとめ（沖縄の返還を、核兵器を

外務省

白紙の部

2  
に對する日本政府の政策に北米側との  
よつた実施するべきの確約（）に明らかと  
なり、従来政府は、右は日米最高首  
脳間の深い相互理解と信頼に基き、  
確約であつて、その実施については何ら  
疑いの余地がないと、  
また、返還協定交渉において、さらに右を明確に

外務省

3

するたぬ協定中七条において核に關する  
 わが国の政案に於て馳せぬ、沖繩返還  
 を条約文として明記した。  
 沖繩の核抜き返還については、協定中  
 七条が明確に定めていふとあり、米國は若同  
 聲明の通り述べられた日米政府の非  
 核政策に反しないように沖繩の返還を

4

のものをも実施する義務をも負つていふのであ  
 るから、核抜きの状態に<sup>沖繩を</sup>返還とすること  
 は、ゆづ核抜きが返還までに行なふためのミニマム  
 の義務が米側にあることは一とすの疑いも  
 ない。  
 ニ 国会 対処 振り。  
 (一) 政府は従来<sup>記</sup>の線にそつて答へ  
 としてきたが、核抜きに關する種々の論議



5

にも徴し、右の合併をヤマトに発展させ、核

一歩せめ

め子の確証が得られず、そのかゝる米側と協

議して来た。

これに對し米側は、核にフリス、毒ガス

撤去の限りの如き、軍地の検証には応じない

く、かつ、核を撤去した」と云ふことを明

邦語中からこの米国の政策として、

外務省

6

ない日は述べている。

強く

（トランプ長官は、核が撤去された時）

還日（トランプ）には、例三はニクソン大統領

から佐藤総理に對する書翰簡（公開です

るもの）をもって、共同声明の項、協定させ

るかに固まる、米国の義務を完全に履

行した。と云ふ趣意を日本政府に通報す

外務省

と云うた一方法ならば、考慮してもよいと、  
なま九月の訪米された福井外務大臣に対し  
おしへていふ。

(二) よつて、今次国会においては、

~~協定は、~~ 協定も同春

各時のマウラー大使の声明(同声明)と本

協定は、後兵部省に属する日本政務の政策

外務省

と日比国民の感情を米國が十分に認めてい  
ることを明らかにしてあります。( ) にも言及し  
つ、~~米國~~ 記一の線を描く主張すること  
するが、国会の審議の模範を見(ま)つ、  
左のとおり答へるべきことが適当と考へ  
られる。

(四) 従来(従前の) (後) 知(知)しるから核に属す

外務省

9

る沖線住民の気分も十分理解である  
 ので、協定上の約束以上に中実であるとする  
 意味ではなく、心情的に信念には念を  
 入れずという意味で、何れかの適当な方  
 法があるかという点につき更に米側と話し合  
 いを続けたいと考えている。

(四) さらに適当な方法とは何かを追求する

10

る場合) 例えれば返還の要件が米  
 側が共同声明の項、協定を七条を以て  
 全に果したことを確認する何れかの方  
 法を考えている。<sup>註</sup>但し、附記二(二)のロ  
 シーズ長らの発言にある如く書翰問につい  
 ては米側の立場もあり明記を要しない。

11.

三 国会答弁上りの問題あり

(一) 核の存在も確認しているとの答弁をよこ  
 七千万ドルは核管の根拠いなし  
 と、核の撤去も確認せずとの論議を呼  
 びおこす。

(二) 核の存在の有無は明らかにならぬが米  
 国の政策であるところからいへば、それでは  
 政府は存在の有無のはっきりしないままに

外務省

102

七千万ドルを支払うのかとの議論を呼ぶお  
 け。

(一) 七千万ドルの核管管財に付しては、明らかにし  
 てないとの答弁をせねばならぬ。従って、  
 七千万ドルは核の撤去の費用と見做す担へるものとの  
 答弁には危慮がある。(半側、核撤去義務に於ては、  
 主として)

七千万ドルを支払うものとの趣旨は明らかである。

外務省

13

ことには、これは「神統」が「神國」の施政の下  
 にあり、現在、神統に核があるからかと言  
 うことを日米政府として公式に甲乙する  
 べき立場にない。日米側の所謂核報告  
 には、まず共同声明にも協定にも明記す  
 ることを強く要請するは、<sup>核</sup>「核」の存在  
 したことが、<sup>核</sup>「核」の存在として確認してあり、

外務省

14

と、<sup>核</sup>「核」の存在も、核報告の存在も  
 存在するから、<sup>核</sup>「核」の存在も、核報告の存在も

外務省

外務省

更に所買向し米を場合は 従手通りふと  
 明らかなし得ないとい答をせざるを得ない  
 の、更にその理由を執しと米を扱ふには、  
 前向にふると同様、 核燃料用の  
 を用いし米をむらぐ、米例の 核燃料用  
 米に用いし米の支拂いもろと  
 ありはるうよりほかならとせらるべし

15

外務省

~~(中)~~ 核燃料用の米を  
 どの2割に止めとすか安全の  
 核燃料 七千トンを支拂いもろとす  
 ある。 主として米の核燃料用の  
 七千トンを核燃料用の費用  
 (三) 核燃料用の米を 従手通りふと  
 米を買取したもろとあるとい答をせざるは危険な  
 の核燃料用の米を核燃料用の費用  
 従手通りふと

沖縄の核抜き返還

(配布表)

1/5	総理 (17分)	
2/5	大臣	18/10 10:40 a.m. 次Eを回す
3/5	次官	10:45
4/5	東局長	
5/5	控室	
通		
1/5	杉本	
2/5	中江	
3/5	中江	18/10 10:40 a.m.
4/5	東局長	18/10 10:30 a.m.
5/5	東局長-東局長	18/10 10:45 a.m.

18/10

右側

核の撤去という問題は、高度に機密を
要するものであり、米側としても
あまり具体的にはその内容を示さなかった
が、いろいろ折衝した結果、700万
トンの適量と見られるとのこと、ここに
お話ししたものである。

秘  
無期限

大臣 大臣秘書官	官総参	アメリカ局長
政務次官		参事官
事務次官		北米第一課長
在外務審議官	条約課長	
在外務審議官		安全保障課長
官房長		

国会対策 (校内題)

46. 11. 20

米北1

11月19日夜 三原 官房副長官より

アメリカ局長に対し、国会対策の一環

として、本校に27日日本22府の努力

簡単ロビーに (二枚紙の)

をとりよせ、20日午前10時までに

同副長官より提出された11頁の要請あり、

よ2 別添のとおりロビーを作成の上

アメリカ局長より、同副長官に手交されし

(半紙)

手したる2枚あしせしす。



核問題に対する政府の努力

昭和四六、一一、二〇  
外務省アメリカ局

秘  
無 期 限

- 一 重光・アリソン会談（昭和三十年五月三十一日）  
（日本本土に核兵器はなく、また日本政府の了解なしに持込むこともしない。）
- 二 岸・アイゼンハワー共同声明（昭和三十五年一月十九日）  
（安保条約下の事前協議につき、米国は、日本の意思に反して行動する意図のないことを保障する。一第二項）
- 三 安保条約第六条の実施に関する交換公文  
（合衆国軍隊の装備における重要な変更は、事前協議の主題とする。）
- 四 藤山・マッカーサー了解（昭和三十五年一月安保条約交渉時）  
（前記三の内容は「核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設の場合をいう。）
- 五 佐藤・ニクソン共同声明（昭和四十四年十一月二十一日）  
（大統領は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情とこれを背景とする日本政府の政策について深い理解を示し、右の日本政府の政策に背馳しないように沖縄返還を実施する旨確約した。一第八項）
- 六 沖縄返還協定（昭和四十六年六月十七日）  
（日本政府は沖縄の返還を前記五の共同声明第八項にいう日本国政府の政策に背馳しないよう実施すること等を考慮し、三億二千万ドルを支払う。一第七条）
- 七 マイヤー駐日米国大使声明（昭和四十六年六月十七日）  
（共同声明と返還協定は、核兵器に関する日本政府の政策と日本国民の感情を、米国が十分に認めていることを明らかにしている。一第四項）

八 米国上院における返還協定審議

(一) ロジャーズ國務長官は、本土におけると同様返還時の沖繩には核がないことを証言（昭和四十六年十月二十七日上院外交委）。

(二) パッカー国防次官も同趣旨を証言するとともに、核兵器の日本国への持込みは日本政府の承認なしにはできないことを証言（昭和四十六年十月二十八日上院外交委）。

（ウエストモerland統幕議長代理も十一月八日の上院軍事委において、核兵器のわが国への持込みにつきパッカー国防次官と同様の趣旨を証言。）

(三) 上院外交委報告（昭和四十六年十一月四日）は、「協定によれば米国は復帰後の沖繩に核兵器を保持しないことになつてゐることを、委員会は賛成して留意する。」と述べてゐる。

九 以上のとおり、政府としては安保条約の事前協議条項と沖繩返還協定第七条で十分であると考えてゐるが、なお念のため返還時

に米政府から核が撤去されたことを確認するなんらかの保証を取り付けるべくなお努力中である。

（注）核点検については、日本側はその実現につき努力したが、米側は次の理由で拒否してゐる。

(一) 前記各項目の経緯より、この上さらに核点検を要求することは、米政府を信頼しないとの態度を示すことになり、これは日米外交関係の基本を覆えすものである。

(二) 一つの倉庫の点検を許可することは、他の倉庫ないし基地の点検要求に波及し、齒どめがないこと。

(三) 日本ないし沖繩の基地についての点検は、米国の他の海外基地の点検要求を呼起し、米国の自由世界に対する防衛体制に支障を来し、核の抑止力を失なわしめる。

核問題に対する政府の努力

昭和26年11月20日

外務省アメリカ局

一、重光、アリソン会談 (昭和30年5月31日)

(日本本土に核兵器はなく、<sup>また</sup>日本政府の了解なしに持ち込むこともしない。)

二、ルン・アイゼンハワー共同声明 (昭和35年1月19日)

(安保条約下の事前協議につき、米国は、日本の意思に反して行動する意図のなかりことを保障する。)

三、安保条約の将来の実施に関する交換公文

一、二項

(合衆国軍隊の装備に及ぶ重要な変更は、事前協議の主題とする。)

四、藤山・マッカーサー了解 (昭和35年1月、安保条約交渉時)

(前記三の内容は「核弾頭<sup>及び</sup>」~~持込~~ <sup>中長</sup>

距離ミサイルの持込み<sup>及び</sup> <sup>その</sup>建設<sup>の</sup> <sup>の</sup>場合をいう

基地の

並みに

五、佐藤・ニラソン共同声明 (昭和44年11月21日)

(大統領は、核兵器に對する日本国民の特殊な感情と日本政府の政策に對する深い理解を示し、右の日本政府の政策に背馳しないように沖縄返還を實施する旨確約した。――カ八項)

六、沖縄返還協定 (昭和46年6月17日)

(日本国政府は沖縄の返還を前記五の共同声明の八項に基づき、日本国政府の政策に背馳しないよう實施することを早を考慮し、三億二千万ドルを支払う。――カ七条)

七、マイヤー駐日米國大使声明 (昭和46年6月17日)

(共同声明と返還協定は核兵器に關する日本政府の政策と日本国民の感情を米國が十分に認めるところを明らかにしている。――カ四項)

八、米国上院における返還協定の審議

(一) カロジャーズ国務長官は本エにおけると同様

返還時、沖繩には核がないことを証言した。  
(昭和46年10月27日、上院外交委)

(二) パッカー国防次官も同趣旨を証言すると

ともに、核兵器の日本国への持ち込みは日本政府

の承認なしには出来ないと証言した。  
(昭和46年10月27日、上院外交委)

モーランド総幕議長代理は後段の趣旨を

証言した。

(三) 上院外交委報告(昭和46年11月4日)曰「協定によれば米国の復讐後

九、以上のとおり、政府としては安保条約の事前

協議条項と沖繩返還協定が七条が十有

二あると考へているが、不安念のため返還時

に米政府から核が撤去されたことを確認

する何らかの保証を取り付けるべく、なお

努力中である。

① 沖繩に核兵器を保持しないことについては、  
「返還協定」に留意する。② 同。③ 同。

(注)

検査権については、日本側はその実現に  
つぎを力としたが、米側は次の理由を拒否して  
いる。

(1) 前記各項目の経緯より、二の上更に

検査権を要求することは、米政府を信頼  
しないとの態度を示すことになり、これは

日米外交関係の根本を悪化させるものである。

(2) 一つの倉庫、検査を許可することは、他の

倉庫に及ぼし基地、検査要求に波及し、

歯どめがなれないこと。

(3) 日本が所望し沖縄の基地については、検査権は

米国の他の海外基地の検査要求をよび

起し、米国の自由世界に対する防衛体制に

支障を来し、検査の抑止力を失わしめる。

核内通以自の政加力

1	大臣
2	保存
3	政次、事次、西外務
4	方原、方原
5	アム局
6	米局
7	米局
8	米局
9	米局
10	米局
⑤	1, 2, 3 米局 (米局)
	4 米局

{  
{  
{  
{

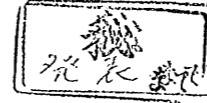


決 議

一 政府は核を持たず、つくらず、持ち込ませず、の非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切なる手段をもつて核が沖縄に存在しないこと並びに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。

一 沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮少、整理の措置をとるべきである。





(Unofficial Translation)

Resolution

1. The Government should abide closely by the Three Non-Nuclear Principles, viz. not to possess, not to produce and not to allow introduction into Japan of nuclear weapons. Likewise, at the time of reversion, the Government should through appropriate means take measures to make clear that no nuclear weapons exist in Okinawa at that time and that introduction of such weapons will not be allowed after reversion.
2. With regard to U.S. military bases on Okinawa, the Government should take early measures for their future reduction and realignment.

一、非核三原則を遵守することは、私が既に繰り返えし繰り返えし稗言申し上げているところでありますが、このたび本委員会における決議の採択にあたり、政府として非核三原則を遵守する旨をこの際改めて政府に声明するものであります。

二、返還時において沖縄に核が存在しないことにつきましては、私とニクソン大統領の共同声明に明らかにされ、また、沖縄返還協定中にも条文化されており、更に米國上院における審議の過程においても米政府当局者よりこの旨の言明がなされていることは御承知のとおりであり、これ以上の保障はないと考えておりますが、今般の委員会の決議の趣旨にもかんかみ、また、沖縄県民の心情を考慮し、返還時に核抜きが更に明らかとなる

より適切な措置を考究いたします。

三、返還後の沖縄に核を持ち込まないことにつきましては、本土並みの原則により核の持込みが事前協議の対象となる訳でありますが、核の持込みに関しましては本土、沖縄を問わずこれを拒否することが政府が従来より明らかにしている政策でありまして、今回この決議が本委員会の議題となりましたこの機会に、政府といたしましては、日本国内に核を持ち込まないという政策を改めて確認するものであります。そして、沖縄復帰後には事前協議条項が適用されること、そのような場合における政府の政策は只今申し上げたとおりであること、また、米政府はこのよりな場合に日本政府の意思に反して行動する意圖の

ないことを確言していることが沖縄県民に十分周知徹底されま  
すより政府といたしまして今後なお細心の注意と最大の努力を  
致す積りであります。

四 沖縄米軍基地の縮小整理につきましては、かねてより申し上げ  
ているとおり、復帰後すみやかに実現できるより現在からこの問  
題と真剣に取り組みますことを申し上げますとともに、政府とい  
たしましてはこれが必ず段階的に実現できることを強く期待し  
ていることを申し添えます。

議  
表  
文  
書

(Unofficial Translation)

Government's views on Resolution as expressed  
by Prime Minister

(Draft)

1. I have repeatedly confirmed that the Government will abide closely by the Three Non-nuclear Principles; now, as this Committee is about to adopt this Resolution, I solemnly declare anew on this occasion that the Government will indeed abide closely by the Three Non-nuclear Principles.
2. It is well known that the non-existence of nuclear weapons on Okinawa at the time of reversion has been made clear by the Joint Communique between President Nixon and myself, and is embodied in the Okinawa Reversion Agreement; while, in the course of debate in the U.S. Senate, testimony to this effect has been made by responsible officials of the U.S. Government; thus I do think that there can be no greater assurance than the above. However, in view of the present Resolution before this Committee, and considering the feelings of the people of Okinawa Prefecture, I will explore appropriate measures so that non-existence of nuclear weapons will be further clarified at the time of reversion.

3.

3. As to not allowing introduction of nuclear weapons into Okinawa after reversion, such introduction will become a subject of prior consultation under the principle of Hondonami. The policy of this Government, made clear since the past, is not to give consent to the introduction of nuclear weapons whether to the mainland of Japan or Okinawa. Now that this Resolution is before this Committee, the Government will confirm anew its policy of not allowing introduction of nuclear weapons into Japan. The Government will, with the greatest care and effort, see to it that the peoples of Okinawa Prefecture thoroughly understand the facts that the prior consultation clause will be applied to Okinawa after reversion, that the Government's policy in such cases will be as I have told you, and that the U.S. Government has confirmed that it has no intention of acting in a manner contrary to the wishes of the Japanese Government with respect to such matters.
4. As for the reduction and realignment of U.S. military bases on Okinawa, it is my intention to tackle this problem seriously from the present time so that, as I have said repeatedly in the past, reduction and realignment will be realized soon after reversion. I also would like to add that the Government expects that these objectives will certainly be attained step by step.